

令和5年7月19日制定

責任投資方針

独立行政法人勤労者退職金共済機構

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、公的機関のアセットオーナーとして、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の観点を取り入れた責任投資を行います。グローバルな社会的要請からESG要素は少なからず企業経営や企業価値に影響を及ぼし得るようになっており、投資先企業によるESG課題への取り組みを適正に評価していくことは、共済契約者及び被共済者に対して長期安定的な利益をもたらすという受託者責任を果たす上でも重要な課題となっていると考えます。

機構は、従来より、①個別企業経営への干渉を回避すること、②市場の価格形成等を歪めないよう配慮すること、③自家運用における確実なキャッシュフローを実現することなどを「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）で定めています。基本方針は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから、厚生労働大臣が任命する委員をもって組織された資産運用委員会の議を経て決定したものです。機構が責任投資を行うに当たっては、基本方針の範囲内で、資産運用の戦略・執行やパフォーマンス評価へのESG要素の組み込みなどの取り組みについて検討してまいります。

また、機構は、スチュワードシップ活動の一環として、運用受託機関に対して、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値向上やその持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターン拡大を図ることを求めます。

機構は、責任投資を行うことによって、運用受託機関等に対して、投資先企業による環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の各要素に関する課題への取り組みを適正に評価するよう働きかけることを通じて、投資先企業によるそうした取り組みを促し、退職金共済事業を長期安定的に運営していく上で必要とされる収益を確保し、将来にわたって退職金を確実に給付していくことを目指します。

機構は、機構の責任投資に関する考え方、ガバナンス、アプローチ及び活動状況について、公開してまいります。